鳥取市温泉事業配湯条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２５日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第１８号

鳥取市温泉事業配湯条例の一部を改正する条例

鳥取市温泉事業配湯条例（平成１６年鳥取市条例第７８号）の一部を次のように改正する。

第２条の表鹿野温泉の項中「気高町上原」を「鹿野町寺内」に改める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。